

伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会開催要綱

1 趣 旨

林業における労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、平成 23 年以降の死亡者数は 40 人前後で推移しており、改善がみられない。

死亡災害の起因物は約 6 割が立木であり、また、休業 4 日以上死傷者数で見れば立木が約 3 割、チェーンソーが約 1 割と多数を占めている。労働災害の一層の減少を図るためには、伐木作業の安全対策を検証し、必要な措置を講じることが重要である。

林業では、「緑の雇用」事業等により若年者の入職がみられ、若年者率は上昇傾向にあり、従事者数は長期的には減少しているものの近年は下げ止まっている。また、人工林の半数以上が主伐木を迎えており、伐木作業が増加することが見込まれている。

このような状況を踏まえ、本検討会では、林業における労働災害の一層の減少を図るため、伐木等作業における安全対策のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 伐木等作業の安全対策のあり方
- (2) その他

3 構 成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、伐木等作業について知見を有する別紙の専門家を参集し、開催する。
- (2) 座長は、参集者がその互選により選任する。座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室において行う。